

令和7年度北広島町豊平総合運動公園専用使用申込み要項

1. 申込みの方法

別添「北広島町豊平総合運動公園施設利用申込書」の提出によります。

2. 対象の施設

一般財団法人どんぐり財団 管理スポーツ施設

体育館（アリーナ・ステージ・ミーティングルーム）

どんぐりスタジアム・本部席・スコアボード

多目的広場（第2球場・第3球場）、屋内ゲートボールコート

テニスコート・屋外（芝生）フットサルコート・野外ステージ

3. 対象期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（日）

4. 施設を利用できない日

（1）全スポーツ施設共通

令和7年12月29日（月）～令和8年1月3日（土）

野球場・多目的広場（第二球場・第三球場）

令和7年12月1日（月）～令和8年2月28日（土）

5. 申込書の提出及び問い合わせ先

〒731-1712

広島県山県郡北広島町都志見12609（一財）どんぐり財団 担当：圓山・神田

Mail (info@dz-fig.jp) ※件名には「令和7年度年間予約」とご入力ください。

TEL (0826) 84-1414 FAX (0826) 84-1411

6. 記入上の注意

（1）希望日時・希望時間は第3希望まで、ご記入下さい。

また、準備日・予備日が必要な場合も必ずご記入下さい。

第1希望に添えない場合、第2・第3希望日になる場合があります。

（2）野球・ソフトボールの大会等で、どんぐりスタジアム（野球場）を使用される場合は、本部席・第2球場を使用して頂くことを条件とします。**※スコアボードにつきましては現在調整中のため、使用不可となります。ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。**

（3）使用場所がアリーナの場合は、1／2面以上の利用が条件となります。

（4）使用時間は準備（前日も含む）・撤去及び清掃などを含めた時間を、ご記入下さい。

7. その他

（1）利用者平等利用の観点から専用使用確定通知受取後、利用者の都合でキャンセルされる場合は、全額キャンセル料をいただきます。

（2）利用にあたって時間を厳守し、利用開始及び終了時には、必ず管理者に報告、引継ぎを行ってください。

（3）利用後は清掃の上、原状に復して返還してください

（4）利用する物件は、丁重に使用し、利用中の滅失・破損は責任者が弁償して頂くこととなります。

（5）その他、利用条件に関する事項は、指定管理者が定めた「北広島町豊平総合運動公園スポーツ施設等使用細則」によるものとします。

（6）合宿・宿泊される場合は、どんぐり荘TEL (0826) 84-1313へ直接お問い合わせ下さい。

（7）大会使用の場合、必ず大会要項の提出をお願いします。提出のない場合専用利用として許可できませんので宜しくお願いします。（昨年度の大会要項でも構いません。）

（裏面へ）

- (8) 大会等のお弁当は指定管理者「(一財)どんぐり財団」指定のお弁当業者への注文を条件とさせていただきます。指定業者にてご注文頂いた商品は弁当殻の引き取りがあるため、お客様の利便性向上と、ゴミ処理トラブルの防止の目的でご利用いただいております。
- (9) 記上の上で不明な点がございましたら、(圓山・神田)までお問い合わせください